

令和2年6月定例県議会における
教 育 委 員 会 答 弁 要 旨

令和2年7月29日
総務企画課秘書広報係

令和2年6月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 原口 剑生 議員

6月11日

① 臨時休業中における学習支援について

【高校教育課】

〔この臨時休業期間中、県立高校においては、どのような学習支援の取組みを行つてきたのか、お伺いする。〕

県立高校各校においては、生徒が授業を十分に受けられることによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、指導計画に基づく家庭学習を、紙の教材やオンライン教材の形で課すとともに、登校日での面談、電話連絡、家庭訪問等を通して、学習状況の把握と指導を行いました。

また、57校で、テレビ会議システムによる同時双方向での学習指導やホームルーム活動を実施し、71校でオンデマンドによる授業動画や自作教材などの配信を行つてきたところです。今後、その成果を未実施の学校にも普及していく考えです。

② 生徒の学習面や心理面・精神面での課題への対応について

【高校教育課】

〔生徒の学習面や心理面・精神面での課題に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いする。〕

今回、休業が長期にわたったため、学力や進路、部活動、友人関係、家庭環境等に不安や悩みを抱える生徒に、丁寧に対応していく必要があると考えています。

このため、まず、各学校においては、家庭との連携を図りながら、生徒一人一人の学習や心身の状況をチェックリスト等により把握することとしています。

その上で、個別の補充学習や、スクールカウンセラーを活用したカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる福祉面での支援など、きめ細かい対応を行っていきます。

③ 学校再開後の教育活動の充実について

【高校教育課・総務企画課】

〔残された期間の中で、どのような方針で教育活動の充実に取り組むつもりなのか、お伺いする。また、9月を新学年の始まりとすることについて、いずれ再燃もあると思うが、どのような見解をお持ちか、見解を伺う。〕

今年度の残された期間で、生徒の学びを最大限に保障するため、まずは長期休業日や土曜日等の活用により授業時数を確保し、外部スタッフの協力を得ながら、ICTの活用や家庭学習と連動した授業を推進するなど、効率的かつ効果的な教育活動を実施していきます。

次に、秋季入学についてですが、学年の始期を欧米に合わせることで教育の国際化に資することなどが期待されています。

ただし、移行期における児童生徒数の増加に対応した教員や施設などの財政負担の問題のほか、大学入試や企業の採用活動をはじめ、国民に定着した様々な社会制度や慣行の見直しが必要となり、社会全般に及ぼす影響が極めて大きいと認識しています。

このため、拙速な導入は適当ではなく、今後、広く国民の合意が得られるよう慎重

な検討が必要であると考えています。

④ 県立高校における今後のオンライン学習の取組みについて

【高校教育課・施設課】

再度の臨時休業により自宅での学習を余儀なくされた場合、その対策としてオンラインでの学習に注目が集まっている。

こうした予断を許さない状況の中、県立高校において、今後、オンライン学習にどのように取り組んでいくのか。

オンライン学習には、休業中でも生徒の声や表情を観察できたり、双方向でコミュニケーションが図れたり、情報の伝達ができるなどの利点があり、万一、再度臨時休業となった場合には、生徒の家庭学習を支援するための有効な手段になると考えています。

このため、家庭のインターネット接続環境や生徒のパソコンなどの所有状況にかかわらず、全ての県立高校でオンライン学習が実施できるよう、タブレット型パソコンなど必要な機器を貸与できる体制を可能な限り速やかに構築するとともに、先進事例の研究や研修会の充実などにより、教員のＩＣＴを活用した指導力の向上を図っていきます。

⑤ 各学校体育連盟主催の県大会等中止決定について

【体育スポーツ健康課】

全国大会の中止関連で本県においても各学校体育連盟が主催する県大会等を中止することが発表された。苦渋の決断であったことは承知しているが、その決定に対する教育長の考え方について問う。

この中止決定については、生徒とともに汗を流しながら指導している顧問の先生方や、校長先生方で組織される県高等学校体育連盟・県高等学校野球連盟・県中学校体育連盟が、慎重な審議を重ね、断腸の思いで下した決断であったと考えています。

中止決定の判断は、本県の広範囲な感染状況の中で、感染防止対策への不安や長期間の部活動停止に伴うけがへの懸念、大会の延長による授業や学校行事への影響などを考慮すれば、その時点では、理解できるものと認識しています。

⑥ 練習の成果を発表する場の設定に向けた県の関わりについて（知事答弁）

【体育スポーツ健康課】

最終学年である中学・高校3年生が積み上げてきた練習の成果を発表する場を設定することは大変重要であり、子どもたちや先生方が安心して参加するためにも、県として積極的に関わっていくべきであると考えるが、知事の見解を問う。

お子さんたちが一所懸命取り組んできた練習の成果を発表する場を設定することは、子どもたちの努力を認め、また、彼らに達成感や充実感を味わってもらうためにも意義あることだと考えます。

そのため、私ども、教育委員会とこれまで連携しながら、感染防止対策や実施方法、大会の規模など代替大会の在り方について検討を進めてきたところです。

それを踏まえて、現在、教育委員会において、関係団体との協議を進めています。県としても、予算措置や会場の確保等できる限りの支援を行い、教育委員会と一緒に

なってこの代替大会の開催に向け、尽力していきたいと考えています。

⑦ 練習の成果を発表する場の設定に向けた県教育委員会の関わりについて

【体育スポーツ健康課】

最終学年である中学・高校3年生が積み上げてきた練習の成果を発表する場を設定することは大変重要であり、子どもたちや先生方が安心して参加するためにも、県として積極的に関わっていくべきであると考えるが、教育長の見解を問う。]

県の学校体育団体が県大会等の中止を決定したときに比べ、現在は、教育活動が再開されるとともに、国をはじめ様々な機関から代替大会開催の声が高まり、スポーツを取り巻く状況が大きく変化しました。

また、昨日は春の選抜高校野球大会の代替大会が開催されるとの報道がありました。これは大会関係者が困難な状況の中でも、できる限り努力してきた高校生の発表の機会を作っていくという、その努力をされたものと受け止めています。

県教育委員会としても、こうした考え方を大切と考え、高体連・高野連・中体連に対して、各種競技団体等と連携した代替大会の開催について要請を行ったところです。

これを受け、各団体で、鋭意、検討が進められており、現在、24の競技において開催の方向で調整がなされていると聞いています。

今後は、代替大会の開催に際し、県教育委員会が共催し支援するとともに、統一した大会テーマを掲げるなど、最終学年である3年生にとって思い出に残る大会となるよう主体的に関わっていきます。

○ 民主県政県議団 大田 京子 議員

6月11日

① 第二波の感染拡大が起こった場合の休業の取扱いについて 【総務企画課】

[第二波の感染拡大が起こった場合、休校はどのような基準で誰が決定するのか。]

今後再び、大規模な感染が生じた場合、国の緊急事態宣言や知事の休業要請を踏まえて、感染症の専門家の意見を聞いた上で、各教育委員会又は校長が、臨時休業を決定することとなります。

また、感染の規模が小さい場合は、各教育委員会又は校長が、地域の感染状況を踏まえ、地域或いは学校の単位で臨時休業の判断を行うこととしています。

その判断に当たり、感染防止対策を徹底しながら、できる限り児童生徒の学びの保障との両立を図ることに留意していく考えです。

② 第二波感染拡大に備えた公立学校の授業体制について

【高校教育課・義務教育課・施設課】

[第二波の感染拡大が起こった場合、オンライン学習の効果などを踏まえ、公立学校の授業はどのような体制で行うつもりか。]

オンライン学習は、児童生徒と双方向でコミュニケーションが図れること、情報伝達が迅速にできることなどの利点があり、紙の教材と併せて活用することで、より効果的な学習が可能になると考えます。

このため、第二波感染拡大によって再度臨時休業となった場合に備え、実施環境の整備を急ぐ必要があると考えています。

一方、家庭のインターネット接続環境に違いがあるという課題があるため、県立高校については、生徒に貸与できるタブレット型パソコンなどの必要な機器を可能な限り速やかに整備し、全ての県立高校でオンライン学習が安定的に実施できるよう取り組んでいきます。

また、市町村立学校についても、市町村教育委員会において、国の補助金を活用しながら、オンライン学習に必要な機器の整備が進められているところですが、同時に、そのような機器を活用して教育の高度化を図ることも重要であり、県教育委員会としても、先進事例を周知するなどの支援をしていきたいと考えます。

③ 高校入試における対応について

【高校教育課】

中学校3年生は、来年予定されている受験の出題内容や実施時期に大きな不安を抱えながら学校生活を送っている。国は高校入試における配慮について通達を出しているが、本県ではどのように対応するか問う。

中学校の臨時休業が長期にわたるとともに、スポーツ・文化関係の大会等が相次いで中止・延期となっていることから、来年度の高校入試については、志願者が安心して受験できるよう特に配慮する必要があると考えています。

このため、学力検査、いわゆる一般入試については、学校再開後の中学3年生の学習状況を踏まえた出題の範囲・内容とすること、推薦入試については、大会等への不参加が志願者の不利益とならないような取扱いとすることなどの配慮事項を、6月8日付けで各市町村教育委員会に通知したところです。

なお、現時点では例年どおりの時期に実施することとしています。

④ 学習内容の見直しについて

【義務教育課】

コロナの影響が複数年に及ぶ可能性が高いこと、子どもたちの心身の健康を最優先すべきこと、そして本当の「学力」という観点からも、この際、学習内容そのものを見直し、スリム化する必要があると考えるが、教育長の認識を聞く。

学校で行う教科等の学習指導の内容については、文部科学大臣が公示する学習指導要領によるものとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動について、6月5日付けの文部科学省通知では、年度当初に計画した指導内容を本年度中に終えることを原則としつつも、それが困難な場合には、授業で行う学習活動を重点化し、効果的に指導する考え方が示されています。

県教育委員会としては、例えば、教科や単元の指導順序の変更や他教科の類似の指導内容の関連づけなどの具体例を示すことにより、効率化を図りつつ児童生徒の「学びの保障」がなされるよう、支援や助言を行うこととしています。

⑤ 学校行事等の精選および簡素化について

【義務教育課】

〔県が独自に実施している各種学力テストについても中止すべきと考えるが、教育長の考え方を聞く。そのうえで、今後授業以外の学校行事等の精選および簡素化について教育長の考え方を聞く。〕

福岡県学力調査については、県内各地域における児童生徒の学力の状況をきめ細かく把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しているものであり、現在、本年度の実施時期や方法などについて、学校再開後の状況等も十分に踏まえ、検討を行っているところです。

学校行事については、常に時代に応じた見直しが必要であり、例えば近年では教職員の働き方改革のための取組みとして「学校行事の見直し」を勧めてきました。

今後の学校運営においては、新型コロナウイルスの感染リスクが完全にゼロとはならないという認識に立ち、感染リスクを可能な限り低減させながら教育活動を継続していくかなければなりません。

このため、必要な授業時数の確保や感染症対策のための工夫としても、学校行事等の精選や簡素化に継続的に取り組む必要があると認識しており、今後も促していきます。

⑥ 少人数学級の取組みについて

【教職員課】

〔少人数学級について、本県でもできる学校から実施すべきであり、実施にあたっては教職員の定数見直しなども必要になると考えるが、教育長の考え方を問う。〕

小中学校における少人数学級については、従来の教科指導、生徒指導の面に加え、感染症予防など児童生徒の安全・安心の観点からも重要な取組みであると考えています。

このため、今年度、県教育委員会としては、国の加配定数などを最大限活用し、特に、小学校及び中学校の最終学年について、地域の感染の状況に応じた少人数編成の取組みを支援していきます。

また、遠隔教育や分散授業など、コロナ後の学校教育の在り方を検討しつつ、必要な教職員定数の改善について、国に強く要望していきます。

○ 公明党 高橋 雅成 議員

6月12日

① コロナ禍の影響による児童虐待に対する認識について

【義務教育課】

〔児童虐待は、全国、本県で増加傾向にある。コロナ禍の影響による児童虐待について、どのような認識を持つか、教育長に伺う。〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、先が見通せないことによる不安やストレスに加え、休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増大が懸念されます。

② 学校休業中の子どもの見守りと今後の対策について 【義務教育課】
〔 学校の休業の間、子どもの見守りはどのような形で行ってきたのか、またこれからどのような対策を取るのか教育長に問う。 〕

学校の休業中においては、児童生徒の状況把握や心のケア等の対応を徹底するよう要請しており、各学校においては、担任等による電話連絡や家庭訪問をはじめとする様々な取組みが行われてきたところです。

学校再開に当たっては、福岡県教育委員会「心のケア」緊急プロジェクトとして、専門スタッフと協働した組織的対応の例を示し、ストレスチェックやアンケートの実施により、一人一人の状況を把握し、教育相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフによる対応を積極的に実施することにより、児童虐待を含む諸問題の早期発見・早期対応につなげたいと考えています。

③ 現場のマンパワーの補充について 【義務教育課・高校教育課】

遅れたカリキュラムを取り戻し、併せて、教師の負担を軽減する観点から、例えば、引退して間もないOB教師や大学生・大学院生を臨時雇用するなどして現場のマンパワーを補充するなどの措置を考えはどうか、教育長の所感を聞く。

長期の臨時休業の影響から、各学校では、補充的な学習等、一人一人の学習定着度に応じたきめ細かな指導に対応するため、学校の指導体制の充実を図ることが必要となっています。

このため、県教育委員会では、国の加配定数を活用するとともに授業や学習指導を補助する指導員等の活用を計画しており、この任用にあたっては、経験豊かな退職教員や、教員志望の大学生等の人材の活用を想定しているところです。

④ カリキュラムの見直し及び学校行事の精選の考え方やガイドラインを示すことについて 【義務教育課】

カリキュラムの見直しや学校行事の精選についての考え方やガイドラインを示すことによって、教育現場の教師の心理的負担の軽減や、児童生徒の楽しい学校生活の維持を図るべきと考えるが、教育長の所見を聞く。

長期の臨時休業からの学校再開にあたって、各学校では年度当初に策定した年間指導計画を見直す必要がありますが、限られた期間で「学びの保障」を実現するためには、教員・児童生徒の双方に過度な負担がかからないようにする必要があると考えています。

年間指導計画の見直しについては、当初予定していた内容をそのまま短期間に詰め込むのではなく、例えば教科や単元の指導順序の変更や、他教科の類似の指導内容の関連づけ等による、効率的、効果的な指導について具体的な例示を行っています。

また、学校行事の精選は、授業時数確保や感染予防のため、ある程度は必要であるものの、児童生徒の学校生活へのモチベーションの維持には重要なものであり、児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた生きる力をはぐくむことを基本として、各学校において検討するよう依頼しているところです。

⑤ 長期間の臨時休業によって低下した体力をどのように培っていくのかについて

【体育スポーツ健康課】

〔学校での運動機会を奪われた児童生徒の体力は、低下傾向にあることが懸念されるため、低下した体力をどのように培っていくのかについて問う。〕

長期間にわたる臨時休業や外出の自粛要請に伴い、外に出る機会が少なくなったことから、運動不足となり体力が低下している児童生徒も多いのではないかと危惧しています。

県教育委員会としては、低下した体力の向上を図るために、まずは児童生徒の体力の現状を正しく把握すること、次に実態に応じて段階的に指導するなど授業を工夫すること、併せて授業以外でも運動する機会を年間を通じて創り出すことについて、各学校を指導しているところです。

また、授業等における運動の実践に当たり、県体育研究所から指導者を派遣するなど、学校の要請に応じて支援していきます。

⑥ 学校行事の均等な取り扱いについて

【義務教育課】

〔市町村教育委員会に対し、学校行事についての均等な取り扱いを要請すべきと考えるが、教育長の所見を聞く。〕

各学校が学校行事の実施について判断する際には、市町村内における校長会等により、実施の有無や時期・内容等について、一定の共通理解の下で調整されることが多いと聞いています。

また、各市町村教育委員会においては、それぞれの行事の教育的意義に加え、地域の実情や児童生徒の心情などに配慮して、各学校に適切な対応を指導しているものと考えています。

⑦ 推薦入試における対応について

【高校教育課】

〔スポーツ・文化関係の行事や大会が軒並み中止となった事実は、高校の推薦入試に少なからず影響を及ぼすと考えるが、どのように対応していくのか。〕

新型コロナウイルスの影響により、様々なスポーツ・文化関係の大会等が中止や延期となっていることを踏まえ、来年度の県立高校の推薦入試については、志願者が安心して受験できるよう配慮が必要であると考えています。

このため、大会等に参加できなかったことが志願者の不利益にならないよう、出願資格の設定や選考に当たり、中学校3年間の活動状況などを総合的に評価すること、今月8日付けで市町村教育委員会に通知したところです。

⑧ 公立小・中学校及び県立高校におけるオンライン授業の実施状況について

【義務教育課・高校教育課】

〔臨時休業期間中における本県公立小・中学校及び県立高校におけるオンライン授業の実施状況について答えよ。〕

公立小・中学校を所管する市町村教育委員会に対して実施した、臨時休業中の家庭学習についての調査では、オンライン学習として動画やデジタル教材の活用を行ったのは9市町、双方向型のオンライン指導を行ったのは1市でしたが、この調査後にも、いくつかの市町村において取組みを開始したことを承知しています。

県立高校では、57校でテレビ会議システムによる同時双方向での学習活動やホームルーム活動を実施し、71校でオンデマンドによる授業動画や自作教材などの配信を行っています。

⑨ 家庭にオンライン授業環境が整っていない児童生徒への支援について【施設課】

〔オンライン授業に必要な機器が市場に不足している中、児童生徒の学習環境を早く整備するために、本県県立学校では、どういった対策を講じて支援を行っているのか、教育長に問う。〕

現在、県立学校については、児童生徒に貸与するためのタブレット型パソコンなど、必要な機器の整備を進めているところです。

しかしながら、これらの機器が市場で不足している状況があることから、暫定的な対応として、オンライン学習にも活用できるレンタルスマートフォンを一部配備したところです。

今後とも、可能な限り速やかに必要な機器が整備できるよう取り組んでいきます。

⑩ 県立図書館における電子図書の貸出について

【社会教育課】

〔県立図書館における電子図書の貸出ができるだけ前倒しして実施すべきと考えるが教育長の所見を問う。〕

県立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がいのある方に対する図書館サービスの充実・向上のため、今年度から、一部電子図書の購入を計画しています。

購入した電子図書の貸出は、外出を控える、密集、密接を回避するといった新型コロナウィルス感染症対策にも一定程度つながると考えられることから、今後、できる限り早期の実施を検討していきます。

⑪ 県立図書館を安心して利用していただくための対策について 【社会教育課】

〔県民に安心して利用していただくために、県立図書館ではどのような対策を講じようとしているのか教育長に伺う。〕

現在、県立図書館では、換気や消毒などの一般的な感染症対策に加え、サーモカメラによる発熱者の入館制限や閲覧席を半減し対面を避ける取組みなどを行っています。

今後、これらの取組みに加え、利用者が更に安心して図書館を利用できるよう、図書消毒機や閲覧席に飛沫感染防止用のパネルの設置などの対策を行っていきたいと考えています。

⑫ 学校におけるメディアリテラシー・ネットリテラシー教育の充実について

【義務教育課・高校教育課】

〔 メディアリテラシー、ネットリテラシー教育をさらに充実させる必要があり、若い教員に対する教育も必要があると考えるが、教育長の見解を示し願う。〕

携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中で、インターネット上の誹謗中傷やいじめの問題が深刻化しており、情報モラルなどの育成が一層重要となっています。

各学校では、情報モラルや他者を価値ある存在として尊重する態度を養うために、道徳や特別活動の時間を中心に、生徒指導との連携も図りながら学校教育全体を通じた指導を行っています。

また、教員についても、児童生徒、保護者とともにインターネットの適正利用について学ぶ学習会や若年教員の研修などにおいて、SNSでのトラブルに巻き込まれないための対処法を学んでいます。

これに加え、本県ではSNS等を活用した相談体制を強化するための研究を行っており、研究推進校では、SNS上のトラブルへの対応やSNSによりSOSを出す方法などについて外部講師による授業を実施し、子どもにSNSの利点と留意点を理解させています。

今後は、この研究の内容や成果の普及を行い、子どもと教員のメディアリテラシーの向上を図っていきます。

⑬ 学校の校則について

【高校教育課】

〔 校則は、大人が子どもに対して同調圧をかけている。そのことが子ども社会中の同調圧を高め、結果としていじめの温床になっていないか懸念する。このことについて教育長の見解を伺う。〕

学校は、心身が発達過程にある生徒の集団生活の場であることから、一定の決まりが必要であると考えますが、画一的・硬直的な内容や運用によって、生徒の誤った理解と行動を生まないよう適切な配慮や指導が求められます。

このため、校則に基づき指導を行う場合は、生徒に校則の目的を理解させ、内面的な自覚を促すことに留意して指導することが重要です。

また、社会情勢の変化に対応し、生徒が主体的に守る校則となるよう適切に見直していくことも必要であると考えています。

⑭ SDGs教育の事例集・ハンドブックの作成・配布及びウェブ動画の配信について

【義務教育課・高校教育課】

〔 SDGs教育の事例集・ハンドブックの作成・配布及びウェブ動画の配信を提案するが、いかがか。〕

SDGs教育については、今年度より小学校から順次実施される新しい学習指導要領で、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛りこまれています。

この教育を推進するための教材については、ユネスコやユニセフ、JICA（ジャ

イカ）などが児童生徒用の教材や動画を配信しているほか、本県においては、環境部と県教育委員会が連携し、SDGs教育に関連した環境教育副読本『みんなの環境』を作成しているところです。

県教育委員会においては、県内のユネスコスクールでの先進的な取組みの事例集をはじめ、本県作成の副読本、その他各学校での実践の参考となる教材や動画等を広く周知し、普及・啓発に取り組んでいきます。

⑯ SDGsを親子で学びあう環境作りについて

【義務教育課】

〔子どもから保護者へ逆アプローチで教育する教材を開発し、親子で学びあう環境を作つてはいかがか。〕

先に紹介した副読本『みんなの環境』は、身近な福岡の環境の話題から世界の環境問題までを紹介し、環境と経済成長とが調和した持続可能な社会づくりについて考えさせるものとなっています。また、資源の再利用や節電・節水などの日々の生活での小さな実践と、世界の環境問題とのつながりを考えさせるものとなっています。

この副読本を始めとした各種教材を活用した教育を通じて、児童生徒が学んだ内容について家庭でも話し合いや実践が行われることにより、保護者にもSDGsの理念が認知されるよう、引き続き、普及・啓発に取り組んでいきます。

⑯ 学校に派遣できるSDGs講師の育成と同時に民間資格者の活用の提案について

【義務教育課・高校教育課】

〔学校に派遣できるSDGs講師の育成と同時に民間資格者の活用を提案する。〕

本県では、福岡教育大学が、「ユネスコスクール支援大学ネットワーク」に加盟しており、ユネスコスクールの活動を支援しています。

その具体的な活動としては、「持続可能な開発のための教育」いわゆる（ESD）の推進のために、各種研修会や実践発表会に講師を派遣したり、教材を研究開発したりするなどの支援を行っています。

県教育委員会としては、各種研修会や講演会等において、福岡教育大学をはじめSDGsの推進に関する活動をされている民間団体とも連携しながら、教育の普及・啓発や、各学校の支援に今後とも取り組んでいきます。

⑰ 小学校の交通安全教育と特に小学校1年生の入学前後における交通安全教育について

【義務教育課】

〔例年小学校において子どもに交通ルールやマナーをどのように教育しているのか。また、特に小学校1年生の入学前後における交通安全教育はどのように実施しているのか。〕

本県では、全ての小学校において、交通安全協会や警察等の関係機関と連携した交通安全教育を年一回以上実施しています。また、地域ボランティアや保護者と連携した安全マップの作成や登下校時の見守り活動にほとんどの小学校で取り組まれています。

特に、小学校1年生の交通事故件数が最も多いことから、学級活動等の授業における「道路の歩行と横断の仕方」や「路上遊戯と危険な遊び方」についての指導を入学

後速やかに、かつ繰り返し実施しています。

⑯ 学校の休業が続いたことによる例年と異なる対策について 【義務教育課】
〔 学校の休業が続いた今年、特に例年と違う対策を講じたのか、教育長に聞く。 〕

学校再開にあたり、学年や学級により登校日や時間を分けての分散登校が実施されるのに際して、市町村教育委員会に対し、登下校時の安全確保に配慮するよう改めて文書で注意喚起を行ったところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全教室の開催が難しいことから、福岡県警察本部が作成した交通事故防止に向けた交通安全教材「交通安全アドバイス集」を教職員と保護者に配布し、学校における交通安全教育の充実と、家庭での交通安全に対する意識の向上を図っています。

○ 緑友会 江口 善明 議員

6月12日

① 学校現場におけるマスクの着用により懸念される熱中症への対応について
【体育スポーツ健康課】

〔 感染拡大防止の観点からマスクの着用が説かれているが、今から夏が到来し、熱中症が懸念される中、学校現場の対応について教育長の見解を問う。 〕

学校においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうことから、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えています。

しかしながら、運動中や気候の状況などにより、児童生徒に熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導しています。

また、マスクを外す際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をしています。

② 【参考】公共施設の感染症対策について（知事答弁）

【がん感染症疾患対策課・財産活用課・社会教育課】

〔 公共施設は、施設の種類ごとにどのような感染症対策をとっているのか。また、今後、新規感染者が発生した場合の対応と、感染拡大防止のための追跡調査について、何か対策がとられているのか。 〕

県においては、庁舎や図書館・美術館などの県有施設について、施設類型ごとに徹底した感染防止対策を講ずることとしており、市町村に対しても同様の対策を実施するよう、要請しています。

例えば、県庁舎については、出先機関も含め、定期的な室内的換気、庁舎や執務室の入口へのアルコール消毒液の設置を行っています。

また、県税事務所などの窓口には、飛沫感染防止用のビニールカーテン、或いはアクリル板を設置しています。

県立の図書館・美術館においては、換気や消毒などの一般的な感染症対策に加え、サーモカメラによる発熱者の入館制限、連絡票への記入により利用者の氏名・連絡先の把握、そして入退館時、入館待機時における利用者間の距離の確保等を図っています。

さらに、図書館においては、滞在時間を概ね60分に限定するほか、座席も半減し対面を避ける取組みを、また美術館においては、展示室内の人数を制限する取組みを実施するなど、施設の種類毎に応じた対策を行っています。

今後、新規感染者が発生した場合、速やかに施設の消毒を行うとともに、必要に応じ、閉鎖についても検討します。

また、感染拡大を防止するため、各公共施設において把握している利用者の氏名・連絡先をもとに、各保健所において、速やかに追跡調査を行っていきます。

③ 教員採用試験における感染症対策について

【教職員課】

教員採用試験について、延期や中止の影響、実施上の感染症対策、延期になった場合の対応について教育長の考え方を問う。

教員採用試験については、例年どおり一次試験を7月中旬に、また、二次試験を8月後半から9月にかけて予定しています。

実施に当たり、受験者の検温とマスク着用を徹底させるとともに、消毒薬を設置し、通常よりも席の間隔を広げ、適宜、換気を行うなどの感染症対策を行っていきます。

さらに、三密の状態を避けるため、試験内容の一部見直しや時間の短縮などの工夫も併せて行っています。

なお、今後、仮に試験が延期となった場合でも、採用時期に影響がないよう、実施体制や会場の確保に努め、条件が整い次第速やかに実施したいと考えています。

④ 子どもの生活のリズムの乱れに起因する諸問題への対策について

【義務教育課】

異例の長期休暇となった子どもたちの影響が懸念されている。一番重要なことは、子どもたちの生活リズムが崩れたことである。県教育委員会としてこの実態をどのようにとらえ、どのような取組みをするのか伺う。また、市町村教育委員会にどのような指導・助言を行うのか伺う。

長期の臨時休業は前例の無いことであり、感染症対策のため自由な行動も制限されたことから、児童生徒の生活リズムが乱れたり、様々な不安やストレスを抱えたりしている可能性があります。

そのため、県教育委員会としては、児童生徒が自宅にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付けて学習を継続できるよう、市町村教育委員会に対して、週1回程度は児童生徒の状況把握を行い、家庭学習を適切に課すよう要請してきました。

また、学校再開に際しては、学級担任を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により児童生徒の状況を的確に把握して、教育相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフによる対応に段階的につなげていくことを依頼したところです。

⑤ 学校の臨時休業により生じた学力の格差に対する認識と対策について

【義務教育課】

〔学校の臨時休業により生じた学力の格差をどう認識し、どのような対策を取るのか、合わせて市町村教育委員会への指導・助言についても教育長に伺う。〕

臨時休業期間において、児童生徒は、学校が配布した家庭学習課題に保護者の支援を得ながら取り組んでいたものの、学習習慣の定着度や保護者の支援の状況が異なるため、学習の遅れや学力の格差が生じている可能性があると懸念されます。

このため、県教育委員会としては、市町村教育委員会に対して、学校が年間指導計画を適切に見直すことができるよう具体的な対応例を示しつつ助言を行うとともに、臨時休業中に作成した動画コンテンツや学習到達度診断シート等を、学校再開後も活用し、個に応じたきめ細かな指導が充実するよう促しています。

加えて、このようなきめ細かな指導を実現するために、国の加配定数を活用するとともに、授業を補助する学習支援員や増加する業務をサポートするスタッフを配置し、学校の体制整備を支援していきたいと考えています。

⑥ 県立高校の入学試験の在り方について

【高校教育課】

〔将来の希望に向かって頑張っている子ども達がコロナの影響で受験に影響がないよう県立高校の入学試験の在り方を考える必要があると思うが、教育長の所見を伺う。〕

中学校の臨時休業が長期にわたったことから、来年度の高校入試については、志願者が安心して受験できるよう特に配慮する必要があると考えています。

このため、学力検査については、学校再開後の授業を着実に学習しておけば解答できるよう、中学3年生の学習状況を踏まえた出題の範囲・内容とする旨の通知を、今月8日付で各市町村教育委員会に発出したところです。

⑦ 不登校の児童生徒の人数とコロナウイルスが原因で不登校となった児童生徒数の把握について

【義務教育課・高校教育課】

〔今回の長期休業がもたらした不登校について、現在、不登校の児童生徒の人数とコロナウイルスが原因で不登校となった児童生徒を把握しているのか明らかにせよ。〕

本県における、不登校児童生徒の公表された最新の人数は、平成31年3月31日時点において、公立小中学校で計7,215人、県立高校で1,457人でありました。

不登校児童生徒数に関する調査は毎年度末に実施しているため、現時点での不登校の児童生徒の人数やコロナウイルスが原因で不登校となった児童生徒の人数については、把握できておりません。

しかしながら、長期の臨時休業により不登校が増加する可能性があるとの認識の下、学校再開にあたってアンケートや教育相談の実施など、各学校が取り組むべき内容を具体的に示し、市町村教育委員会に対して不登校につながる兆候の早期発見・早期対応を要請したところです。

⑧ 県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターと連携した本県の不登校問題解決の考え方について
【義務教育課】

〔先進的な取組みを行っている福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンター〕
を巻き込んだ本県の不登校問題解決の考え方について伺う。

本県では、令和元年度までの3年間、福岡県立大学の不登校・ひきこもりサポートセンターを中心として、不登校の子どもの学校復帰等、社会的自立を支援するためのネットワーク構築の在り方について研究事業を実施しました。これにより、公的施設とフリースクール等との官民のネットワークの構築が不登校支援の機能強化につながるという成果が得られたところです。

この官民のネットワークを県下全域に広げ、不登校支援の機能強化を図りつつ、不登校児童生徒と信頼関係のある教員が関わりを深めながら丁寧に対応する「マンツーマン方式」による指導、スクールカウンセラーによる心のケア、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関等と連携した生活環境改善等を行い、県全体での不登校児童生徒への支援を行っていきます。

令和2年6月定例県議会（一般質問）

○ 公明党 松下 正治 議員

6月15日

① 平和教育に対する認識について

【義務教育課】

[教育長の平和教育に対する認識を伺う。]

平和教育は、命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて指導するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し、国際社会に貢献できる資質と態度を育成する教育であると認識しています。

② 小中学生の平和教育の状況と県ホームページの活用について 【義務教育課】

[小中学生の平和教育の状況はどのようにになっているのか。県のホームページの「平和文化コーナー」は平和教育の学習に大いに資するものと考えるが、平和教育における積極的な県ホームページの活用について教育長の所見を求める。]

各小・中学校においては、学習指導要領に基づき、各教科あるいは道徳科、学級活動など、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習を行うこととしています。

また、体験的な学習として、地域の戦争体験者から戦時中の生活の様子を直接聞く活動や、戦資料展において戦資料に直に接する活動などが実施されてきたところです。

しかし、今般の感染症や長期の臨時休業の影響を受け、各学校では、学校行事の精選や学習活動の見直しを行っているところです。

従来のような体験的な学習の機会の確保が困難であるため、代わりとなる活動を検討していると思われます。

このような中、県のホームページの「平和文化コーナー」を活用することにより、間接的ですが、体験的な学習として補完することができると言えます。

③ 平和教育の推進について

【義務教育課】

[今こそ、平和教育をしっかりと受けることにより、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶとともに、どんな困難な試練にも決して負けない意思、レジリエンスといったものを先人の貴重な体験を通して育んでほしいと願う。平和教育の推進について、教育長の見解を求める。]

戦後75周年を迎える、戦争体験者が少なくなる時代において、子どもたちが戦争を架空の出来事として受け止めることのないよう、今後、より実感を伴う体験的な学習を通して、苦難の記憶を風化させることなく次の世代に継承し、一人一人が平和な社会を築く一員となるための教育を推進していきます。

① 休校による学業への影響について

【義務教育課】

〔 休校により授業に遅れが生じているが、どのような影響が生じているのか。また、年度内にカリキュラムを消化するよう、どのような対策をとられるのか。 〕

長期の臨時休業により、各学校では年度当初に策定した年間指導計画を見直す必要が生じており、具体的には、夏季休業の短縮等により授業時数を確保しつつ、各教科等の学習活動の見直しを行いながら、児童生徒の「学びの保障」の実現に努めているところです。

県教育委員会としては、学校が年間指導計画を適切に見直すことができるよう、例えば教科や単元の指導順序を変更したり、理科の「動物の誕生」と道徳科の「生命の尊さ」を関連づけて指導することにより授業の効率と効果を高めるなど、具体的な例を示しながら指導助言を行っています。

② 感染症対策としての少人数授業について

【教職員課】

〔 感染症対策として児童生徒の間隔を空けることについて、教師の数が2倍必要になる、あるいは、他の教師に手伝ってもらうなど、教える側の負担が増加すると思うが、どのような対応を探られているのか教育長に問う。 〕

小中学校においては学級などを少人数で編成することについては、感染症対策の観点からも有効な取組みであると考えております。

現在、市町村では、担任外の教員や市町村任用の教員などを活用し、少人数授業を実施していますが、今年度、県教育委員会としては、国の加配定数などにより、特に、最終学年の少人数編成を支援していきます。

また、遠隔教育や分散授業など、コロナ後の学校教育の在り方を検討しつつ、必要な教職員定数の改善について、国に強く要望していきます。

③ 学校における消毒作業について

【体育スポーツ健康課・義務教育課】

〔 報道などでは、教師が消毒作業を行っている姿も見るが、教師の負担増からすれば、格別の配慮が必要だと思う。今議会に提案中の緊急短期雇用創出事業の活用もあるが、これも含めどのように対応されるのか、教育長に伺う。 〕

現在、学校においては、日常的な消毒作業を教員が中心に行っており、教員の負担が増加している状況です。

今後は、県の「緊急短期雇用創出事業」により雇用された職員を消毒作業に活用する学校も増加していくものと考えています。

さらに、小中学校等に、感染症対策で増加する学校業務をサポートするスタッフを配置することとしており、こうした人材の活用も可能となるため、消毒作業に伴う教員の負担も軽減されるものと考えています。

④ オンライン学習の実施状況について

【義務教育課・高校教育課】

[教育現場において、オンライン授業の実施状況がどのようにになっているのか。]

市町村教育委員会に対して、臨時休業中に実施した調査では、動画やデジタル教材を配信したのは9市町、双方向型のオンライン指導を行ったのは1市でしたが、この調査後にも、いくつかの市町村において取組みが開始されたことを承知しています。

また、県立高校では、これまで57校で同時双方によるオンライン学習が行われ、71校でオンデマンドによる自作の動画教材などの配信が行われました。

現在は、長期間の休業が終了した直後であるため、通常の対面授業の再開に重点が置かれていますが、一部の高校ではオンデマンドによる教材配信などを継続して行っています。

⑤ オンライン授業の実施環境について

【施設課】

[オンライン授業の実施には、通信機器と通信回線の整備が必須である。学校側と児童生徒側それぞれの実施環境について、現状と展望を教育長に問う。]

県立学校では、現在、安定的なオンライン学習環境を構築するため、高速大容量の校内通信ネットワーク、タブレット型パソコン、遠隔教育用ソフトウェア、通信用カメラ、マイクなどの整備を進めており、併せて、機器の貸与が必要な児童生徒数を精査しているところです。

今後、すべての県立学校でオンライン学習が実施できるよう、必要な環境を可能な限り速やかに整備していきます。

また、小中学校については、各市町村において国の補助金を活用し、学校のICT環境整備が進められており、これと併行して家庭のオンライン学習の実態把握と貸与できる可能なタブレット型パソコンやモバイルルータの配備などの検討が進められているところです。

今後とも、必要な情報を提供し、市町村の取組を支援していきます。

⑥ オンライン学習における課題について

【義務教育課・高校教育課】

[児童生徒のフォローアップをどう行うかなど様々な課題があると思うが、県としてどのように課題を分析し対処していくのか。]

テレビ会議システムを使った同時双方向の授業については、ICT機器を操作しながらの説明や児童生徒の対話的な活動ができるよう、通常の授業以上に指導方法を工夫することが求められます。

一方、動画教材やデジタル教材の配信については、児童生徒任せにすることなく、取組状況や学習効果を教員が適切に評価した上で、個に応じた補充的な学習を行うことが求められます。

こうした課題を克服するため、一部の学校では、テレビ会議システムの機能を駆使して発表や対話的な活動を取り入れた授業を実施したり、クラウドサービスやドリルソフトを活用して、学習成果や習熟度を把握しフォローアップしたりするなどの取組みが行われています。

県教育委員会としては、オンライン学習の実施やICTを用いた教育の高度化を図

るため、先進的な実践事例を紹介するなどの支援をしていきます。

⑦ オンライン授業における著作物利用の現状について

【高校教育課】

[オンライン授業における著作物の利用について、現状を伺う。]

県立学校で実施されているオンライン学習での著作物の利用状況は、つぶさには把握できていませんが、例えば、著作物の一部を利用した授業動画を事前に配信して生徒に視聴させるような事例が見受けられます。

⑧ 著作権法改正に係る県教育委員会の対応について

【社会教育課】

[著作権法の改正に県教育委員会としてどのように対応されているのか教育長の所見を問う。]

平成30年改正著作権法により創設され、本年4月に施行された授業目的公衆送信補償金制度においては、教育委員会が文化庁の指定する権利者団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾なく授業等で著作物を利用することが可能となっています。

本年度は、新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、特例的に補償金額が無償とされるとともに、国から緊急的かつ特例的な運用のためのガイドラインが示されたことを受けて、4月に市町村教育委員会及び県立学校に通知を行い、周知を図りました。

なお、県立学校は、制度上必要な手続きを行い、現在、全校で無償での利用が可能となっています。

また、来年度以降、原則どおり有償となった場合、そのための経費を措置する必要が生じますが、その補償金額や本格的な運用に向けたガイドラインについては、現在、国において検討が行われているところです。

今後とも、著作物の利用が適切かつ円滑に行われるためには、教職員が著作権法に関する理解を深める必要があることから、文化庁が実施する著作権に関する研修会やセミナーへの参加を促しています。

○ 共産党 高瀬 菜穂子 議員

6月15日

① 学校の教育課程編成と学力テストについて

【義務教育課】

[過剰な詰込みを行えば、子どもたちに新たなストレスを与えかねず、国も柔軟な教育課程編成の考え方を示している。学校の教育課程編成権を十分に保障し、過剰な詰込みを行わないようにすべきと考える。そのためにも、国が中止した学力テストは県でも中止すべきであるが、教育長の見解を伺う。]

長期の臨時休業により、学習の遅れや進学・進路について不安やストレスを抱える児童生徒もいますので、一人一人に寄り添い、心身の状況把握とケアを丁寧に行いながら「学びの保障」を実現することが重要です。

このため、各学校では、年度当初に策定した年間指導計画を見直す作業を進めており、その際には、当初予定していた内容をそのまま短期間に詰め込むのではなく、例

えば教科や単元の指導順序の変更や、他教科等の類似の指導内容の関連づけなど具体的な例を示しながら、指導助言を行っています。

福岡県学力調査については、長期の休業後の学力の定着度を把握する観点から実施を希望する市町村もありますので、本年度の実施時期や方法などについて、学校再開後の状況も十分に踏まえ、検討を行っているところです。

② コロナ禍に対応した教職員定数と教員免許更新制について 【教職員課】

国に対し、大幅教員増を求めるとともに、県としてできるだけ現場教職員を増やす努力をしていただきたい。また、教員免許更新制については廃止するよう国に求めることについて、教育長の見解を問う。

教職員定数については、今年度、国の加配定数などを活用し、感染症対策の観点から、最終学年の少人数編成に取り組む市町村を支援していきます。

併せて、コロナ後の学校教育の在り方を検討しつつ、必要な教職員定数の改善について、国に強く要望していきます。

また、教員免許更新制については、今般のコロナ禍での業務量の増大等を考慮し、今年度末に更新期限を迎える現職教員について、当面2年間の延長を認めることとしています。

○ 自民党県議団 塩川 秀敏 議員

6月15日

① 新型コロナウイルス感染症と人権教育の取組みについて 【人権・同和教育課】

新型コロナウイルス感染症と人権教育について、学校と県教育委員会はどのような取組みを行ってきたのか。また、今後、どのような取組みを行っていくのか。

各学校では、長期にわたった休業期間を通じて、家庭との連携を図り、児童生徒一人ひとりの状況を把握して、不安や悩みに寄り添うなど、教職員が一丸となり、児童生徒との信頼関係を築きながら、支援に取り組んできました。

また、休業期間中の登校日や再開後の早い時期に、人権問題に関する学習を実施し、感染者や医療従事者及びその家族などに対する偏見や差別があつてはならないこと、感染症から自分を守ることが他者を守ることにつながることなど、児童生徒が正しい知識や理解を身に付けるように、取り組んでいます。

県教育委員会では、こうした人権教育の推進を図るため、学校の休業期間と再開時に、指導の留意点と学習教材や実践事例の情報を提供するなど、学校の取組みを支援してきました。

今後、教員の指導力と人権感覚を一層高めるため、指導者用資料の作成や研修の工夫に努めていきます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の具体的な事例をもとに、これまでの人権学習を工夫することによって、児童生徒が確かな認識と人権感覚を身に付け、「自他の人権を守るための実践行動」に結び付くような人権教育を推進していきます。

① 県立高校におけるオンライン学習環境の整備と市町村への支援について

【施設課】

〔 県立高校では、オンライン学習環境を実現するためにどのような整備になるのか。さらに、ネット環境が整備されていない家庭に対しては、どのような支援を行うのか。また、市町村立小中学校の取組状況と県の支援について、教育長に問う。〕

県立高校では、高速大容量の校内通信ネットワークや通信用カメラ、マイク、遠隔教育用ソフトウェアに加え、再度臨時休業となった場合を想定し、家庭にオンライン学習環境の整っていない生徒に貸与することができるよう、モバイルルータやLTE通信に対応したタブレット型パソコンを整備することとしています。これにより、全ての県立高校でオンライン学習が実施できる環境の構築を鋭意進めているところです。

しかしながら現在、必要な機器が市場で不足しているため、暫定的な対応として、オンライン学習にも活用できるレンタルスマートフォンを一部配備したところであります。今後速やかに、残りの必要分を配備し、8月以降、全校でオンライン学習をスタートできる体制を整えていきます。

小中学校は、各市町村において国の補助金を活用し、学校のICT環境整備が進められており、これと併行して家庭のオンライン学習環境の実態把握と、家庭に貸与可能な機器の配備などについて検討が進められているところです。

今後とも、必要な情報を速やかに提供し、市町村の取組みを支援していきます。

② オンライン学習の実施状況について

【義務教育課・高校教育課】

〔 臨時休業期間中の公立小・中学校及び県立高校のオンライン学習の実施状況はどのようにになっていたのか。〕

公立小・中学校を所管する市町村教育委員会に対し、臨時休業中に実施した調査では、動画やデジタル教材の活用は9市町、双方向型のオンライン指導を行ったのは1市であり、この調査後にも、新たにいくつかの市町村が取組を開始したことを承知しています。

県立高校では、ZOOM（ズーム）などのテレビ会議システムを活用した同時双方向での学習活動やホームルーム活動を57校で実施し、YouTube（ユーチューブ）などの動画配信システムを活用したオンデマンドによる授業動画や自主教材などの配信を71校で行ったところです。

③ オンライン学習の教育効果と課題について

【義務教育課・高校教育課】

〔 オンライン学習を実施した学校では、どのような教育効果があったのか、一方どのような問題・課題が出てきたのか。〕

公立小・中学校には、ICT機器が先進的に整備されている一部の学校での取組みであり、実施上の成果や課題を十分に把握するまでには至っていません。

しかしながら取組みを実施した学校では、教員と児童生徒が顔を見て会話すること

ができたことから、教員としては児童生徒の状況把握、児童生徒としては安心につながったなどの声があったと聞いています。

県立高校は、質問がその場ですぐにできることや英語の発音練習が伸び伸びできたことなどのメリットについて報告を受けています。

一方で、生徒の集中力を持続させるための工夫が求められることや家庭の様子が映像に写ったり音声に入ったりすることなどの課題があり、今後、指導上の工夫と学習環境に関する留意点の整理が必要です。

④ 小学校低学年の児童のオンライン学習の充実について

【義務教育課】

低学年の児童の場合、ひとりでパソコンを操作できるのか、長時間集中力が続くのか、保護者がサポートできるのか、小学生、特に低学年の児童に対して、どのような形でオンライン学習をすすめていくのか教育長の見解を問う。

小学生、特に低学年の児童がオンライン学習に慣れるには一定の期間指導する必要がありますが、県内において、ＩＣＴを活用した授業づくりの研究に取り組んだ学校からは、数週間の指導で参加可能であるとの報告がなされています。

県教育委員会は、「できるところから始める」、「不十分ならば、それを補う支援をする」という考え方のもと、学習環境を整備しつつ、教員の指導力を向上させながら、児童生徒の「学びの保障」に取り組むことが重要であると考えています。

⑤ 研修機会の提供及び指導助言について

【義務教育課】

教員のオンライン学習を実施するための教育力や指導力がいまにもまして問われることになる。県教育委員会の下、研修機会を提供したり、指導助言したりしていくことが必要であると考えるが、教育長としての見解を問う。

再度の臨時休業に対応するために、オンライン学習の実施に向けた準備は喫緊の課題ですが、これからの中のＩＣＴ機器を活用した教育は、デジタル教科書や教材の活用など、学習指導の在り方の変革を目指しており、環境整備とともに、それらを使いこなす教員の能力を高めていくことが重要です。

県教育委員会は、各学校におけるＩＣＴを活用した授業づくりの実現のため、中核となる教員を育成する研修を充実したり、ＩＣＴ関連の企業や先進的な取組みを行っている県に1年間教員を派遣したりして、教員のスキルアップを図っているところです。

○ 緑友会 永川 俊彦 議員

6月16日

① メディアリテラシー教育の実施状況と見解について

【義務教育課】

〔メディアに触れる機会は格段に増加し、低年齢化も進んでおり、低学年時からメディアリテラシー教育を学ぶ必要性が高まっている。メディアリテラシー教育の本県の実施状況と、教育長の見解を聞く。〕

メディアリテラシー教育は、様々なメディアの特性を理解し、情報内容を正しく解釈・理解するとともに、必要な情報を主体的・能動的に選択できる能力を育成するものであり、情報モラルを含む情報活用能力は、新学習指導要領において「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられています。

これを踏まえ、現在、小学校においては、総合的な学習の時間等でコンピューターの基本的操作を身に付けさせるとともに、道徳科や特別活動等の時間で情報モラルの指導を行っています。また、中学校においては、技術・家庭科の時間で、高校においては、「情報」の時間を中心に、情報モラルや情報技術の活用に関わる能力や態度の育成を行っています。

今日の社会において、児童生徒の情報活用能力の育成は不可欠であることから、学校が教育活動全体を通じて系統的・効果的に育成できるよう、ＩＣＴを活用した授業づくりに係る研究指定校の成果を普及・啓発したり、学校のＩＣＴ教育の中核となる教員を育成する研修を充実しながら支援していきます。

○ 民主県政県議団 後藤 香織 議員

6月16日

① 性に関する指導における県教育委員会の取組みとその成果について

【体育スポーツ健康課】

〔県教育委員会では、どのような取組みを行い、またそれによりどのような成果があつたと認識しているのか教育長に問う。〕

県教育委員会では、平成30年度から、大学教授や医師等で構成される性に関する指導推進委員会を設置し、発達段階や個に応じた効果的な指導法等について協議を行っています。

また、県立高校に産婦人科医等を派遣する性と心の健康相談事業に加え、同じく平成30年度からは新たに公立中学校等にも派遣する性に関する指導推進事業を開始し、プライバシーに配慮した個別相談の充実を図っています。

その結果、公立中学校では、指導内容等を検討する校内検討委員会を設置する学校の割合が、平成29年度の66.3%から昨年度は71.4%と徐々に増加しています。

また、県立高校では、産婦人科医による個別相談から医療機関の受診につながる件数が、平成29年度の17件から昨年度は47件に増加するなど、関係機関と連携した対応が図られてきていると認識しています。

② 包括的な性に関する知識の習得の必要性及びそのための取組みについて
【体育スポーツ健康課】

〔 包括的な性に関する知識の習得の必要性について、どのように考えるか、併せて、
そのための取組みについて問う。 〕

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、科学的知識を身に付けさせるとともに、性に関する情報等を正しく選択し適切に行動できる能力や、自己を大切にし他者を尊重する態度などを育むことが重要です。

また、性に関する生徒、保護者の情報量や意識等には大きな個人差があるため、授業等での一律の指導と併せて個別の指導を充実していく必要があると考えています。

このため、産婦人科医等を活用した指導を引き続き推進していくとともに、発達段階や個に応じた効果的な指導法をまとめた指導資料を改訂し、各学校へ普及していきます。

○ 自民党県議団 板橋 聰 議員

6月17日

① 修学旅行が延期や中止になっている現状への認識について

【義務教育課・高校教育課】

〔 実施時期や内容については当初の予定通りとはいいかないかもしれないが、修学旅行を経験させてやるために知恵を振り絞ることが学校の先生を始め私たち大人の役割ではないかと思う。教育長に新型コロナウイルスの影響を受けて修学旅行が延期や中止になっている現状についてどう考えるか。 〕

修学旅行は、集団行動を通じて自律心を養い、自主的に集団のきまりや社会生活上のルールを守る態度の育成を図りますとともに、自然や文化に親しむこともできるなど、意義のある学校行事であり、児童生徒も大変楽しみにしているものです。

市町村立学校においては、修学旅行を含む学校行事の実施について検討が進められており、県教育委員会は、行事ごとの教育的意義や児童生徒の心情などにも配慮しつつ、実施の有無や時期・内容等について検討することを要請しています。

県立学校についても、同様の認識に立ちつつ、現時点では「当分の間は修学旅行等を行わない」こととしていますが、この県下一律の制限は近日中に解除し、その後は感染状況を慎重に見極めながら、実施の可否及び方法などを判断したいと考えています。

② 県内の修学旅行への変更や支援について

【義務教育課・高校教育課】

〔 遠隔地への修学旅行を県内への修学旅行に変更して実施することについてどのように考えるか。学校での検討を後押しするために何らかの支援を行うべきではないか。 〕

修学旅行の行き先や活動の内容等は、学校が保護者の意見を伺いながら決めるものですが、感染防止の観点から、県内などの比較的近い場所を行き先として、交通機関の利用時間を縮減することは、選択肢の一つとして考え得るものだと思われます。

県教育委員会は、修学旅行の実施の検討の参考となるよう、県内の市町村や旅行業者等が企画する修学旅行プランの情報について、県立学校及び市町村立学校に届くよう、商工部等と連携していきます。

○ 公明党 新開 昌彦 議員

6月17日

① 小・中・高校生のスマートフォンの所持とフィルタリングに対する認識について 【義務教育課・高校教育課】

〔本県の小学校、中学校、高校の生徒の携帯電話機の所持数と割合、フィルタリングの有無についての認識を教育長に問う。〕

スマートフォンの普及率は急速に伸びており、今後も高くなることが予想される一方、フィルタリングの設定状況は必ずしも十分ではないと認識しています。

このことから、本県では P T A と連携して、家庭におけるルールづくりや、保護者のフィルタリングに対する認知と設定率を高めていくための取組みを行っており、今後もその取組みを継続していきます。

② 啓発DVD・マニュアルの活用状況と活用方法について 【義務教育課・高校教育課】

〔「生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル」についての活用状況と、今が一番啓蒙する大事な時だと思うがどのように活用しようとしているのか。〕

「生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発教材」の活用に関する調査は、令和2年3月までに、政令市を除く市町村立中学校等の約58%、県立高校の約67%の学校で活用したとの報告を得ています。

臨時休業中、外出の自粛によりスマートフォンを使用する時間も多くなることから、生徒がS N S 等を介した性犯罪などのネット非行に巻き込まれる可能性も高くなると考えます。

このため、市町村立小中学校及び県立学校において毎年実施している、「インターネットの適正利用」を扱う規範意識育成学習において本教材が効果的に活用されるよう、引き続き促していきます。